# 常勤の役員の報酬等に関する規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、大阪信用保証協会(以下「協会」という。)の常勤の役員 (以下「役員」という。)の報酬、特別手当、退職金および通勤手当(以下「報 酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (報酬等の額の決定)

- 第2条 役員に支給する報酬等の額は理事会において定める。
- 2 前項の報酬等の額について、理事会からの委任を受けた場合は、理事長ま たは専務理事が定めることができる。

### (支給方法)

第3条 役員の報酬は、毎月20日(その日が休日に当たるときは、直前の営業日)に支給する。

### (退職金の支給対象等)

第4条 退職金は支給しない。

ただし、協会退職者の役員については、満 60 歳に達する日の属する年度の 末日までを支給対象期間として、退職金を支給する。

2 前項の退職金の額は、退職の日におけるその者の報酬月額に、満60歳に達する日の属する年度の末日までの在職年数を乗じて得た額とする。

#### (通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用する役員に対して、通勤定期 乗車券相当額を支給する。

#### (その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長または専務理事が定める。

### 附則

この規程は、昭和45年4月1日から実施する。

#### 附則

この規程は、昭和56年12月1日から適用する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

# (施行期日)

この規程は、平成14年5月22日から施行する。

附則

この規程は、平成19年9月20日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年5月19日から施行する。

# 役員報酬等の支給額について

大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第7条第1項の規定により、令和 4年度の役員報酬額及び退職金額を公表します。

# 1 役員報酬額

役職	常勤・非常勤の別	報酬額	備考
理事長	常勤	9, 996, 000 円	大阪府基準による
専務理事	常勤	13, 224, 000 円	
常務理事	常勤	12, 924, 000 円	
常務理事	常勤	7, 992, 000 円	大阪府基準による
監事	常勤	6, 240, 000 円	
監事	非常勤	500,000 円	
監事	非常勤	500,000 円	

# 2 退職金額

役職	常勤・非常勤の別	退職金額	備考
理事長	常勤	0 円	
専務理事	常勤	0 円	
常務理事	常勤	0 円	
常務理事	常勤	0 円	
監事	常勤	0 円	
監事	非常勤	0 円	
監事	非常勤	0 円	